

(適用範囲)

第1条 この基準は、靖国神社に合祀された戦没者(昭和19年までに合祀された者を除く。)の遺族のうち、戦没者遺族旅客運賃割引証(以下「旅客運賃割引証」という。)の交付を受けた者が、靖国神社に参拝のため連絡社線と地下鉄線とにまたがり乗車する場合に適用する。

(遺族)

第2条 この基準における「遺族」とは、戦没者の死亡の当時におけるその配偶者(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻と同様の事情にあった者を含む。)、子(戦没者死亡の当時の胎児であった者を含む。)、父、母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、かつ、戦没者の死亡の当日日本の国籍を有していた者を言う。

(乗車券の種類)

第3条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券又は団体乗車券で往復となるものに限る。

(遺族団体)

第4条 遺族が発着駅を同じくして、25人以上一団となって旅行する場合で、あらかじめ、その人員、行程、乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を申し出て、鉄道の承認を受けたときは、これを遺族団体として団体乗車券を発売する。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、居住地最寄りの連絡社線駅(遺族団体の場合は、旅客の集合地最寄りの連絡社線駅をいう。以下同じ。)と地下鉄線駅との相互間とし、往路は居住地最寄りの連絡社線駅から地下鉄線の駅まで、復路は地下鉄線の駅から連絡社線の居住地の最寄りの駅までとする。この場合において、自線内及び旅客鉄道連絡には、この割引を取扱わない。

(割引率)

第6条 割引率は、5割とする。

(旅客運賃割引証の提出)

第7条 遺族は、乗車券購入の際、旅客運賃割引証を提出しなければならない。

2 前項の場合、団体乗車券を購入する旅客の旅客運賃割引証は、団体旅客の申込者がこれで一括して提出するものとする。

(身分証明書の呈示)

第8条 遺族は、この割引による乗車券を購入するとき、又はこれを使用するときは、必ず戦没者身分証明書(以下「身分証明書」という。)を携帯し、係員から請求のあったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

2 前項の場合、団体乗車券を購入する旅客の身分証明書は、これを一括して団体引率者が携帯するものとする。

(旅客運賃割引証、身分証明書等の様式)

第9条 旅客運賃割引証、身分証明書等の様式は、次のとおりとする。

表

戦没者遺族旅客運賃割引証		戦没者遺族証明書		戦没者遺族旅客運賃割引証 発行控 戦没者遺族証明書 (市区町村長保存)	
第...号		第...号		第...号	
乗車区間	往路 駅から ( 経由 ) 駅まで 復路 駅から ( 経由 ) 駅まで	戦没者氏名		戦没者氏名	
戦没者氏名		戦没者との続柄		戦没者との続柄	
戦没者との続柄		氏名・年齢	( 才 )	遺族の氏名・年齢	( 才 )
遺族の住所		住所		遺族の住所	
割引率	旅客鉄道会社線・連絡会社線 5割 普通旅客運賃	有効期限	年月日まで	有効期限	年月日まで
有効期限	年月日まで	発行年	年月日	発行年	年月日
発行者	市・区・町・村長氏	発行者	市・区・町・村長氏	発行者	市・区・町・村長氏
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	51	(発行年月日)	割引コード
割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。					

裏

(注 意)	(注 意)	(注 意)
この控片は、市区町村において、戦没者遺族旅客運賃割引証及び戦没者遺族証明書を発行した場合の控とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>この証明書は、戦没者遺族旅客運賃割引証によって乗車券を購入するとき又はその乗車券を使用するときは、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</li> <li>この証明書は、旅客運賃割引証の発行を受ける際、市区町村長に提出し、発行を受けなければならない。</li> <li>この証明書の記入事項は、すべて発行者が記入しなければならない。</li> <li>この証明書は、発行者の発行を受けないもの又は発行者が必要事項を記入しないものは、使用することができない。</li> <li>この証明書は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。</li> <li>この証明書に記入した事項を訂正した場合は、発行者の公印による証明があるときに限り有効とする。</li> <li>この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期限までとする。但し、有効期限を超過した場合であっても割引乗車券がいまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は便宜これを有効なものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>この割引証は、靖国神社に合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く。）の遺族（旅客鉄道会社の定める範囲内の者に限る。）が、靖国神社に参拝のため旅客鉄道会社線又はこれと連絡会社線にまたがり乗車船する場合に限って使用することができる。</li> <li>この割引証は、市区町村長に使用遺族の氏名、年齢、戦没者との続柄及び住所を届け出て、発行を受けなければならない。</li> <li>この割引証によって旅客運賃割引の取扱を受ける者は、乗車券を購入するとき又はその乗車券を使用するときは、必ず戦没者遺族証明書を携帯し、係員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</li> <li>この割引証によって購入できる乗車券は、普通乗車券又は団体乗車券で、往復（連絡運輸とならないもので、乗車券が2枚以上ある場合には、その乗車券内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。</li> <li>取扱区域は、居住地もより（連絡運輸の場合は、旅客集合地もより、以下同じ。）の旅客鉄道会社線又は連絡会社線と東京都区内旅客鉄道会社線との相互間で、往路は居住地もよりの駅から東京都区内の駅まで、復路は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。</li> <li>この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</li> <li>この割引証によって購入した乗車券所持の旅客に対しては、経路の変更（変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。）に限って取り扱う。</li> <li>この割引証の乗車船区間以外の事項は、発行者が記入しなければならない。</li> <li>この割引証は、発行者の発行を受けないもの又は発行者が必要事項を記入しないものは、使用することができない。</li> <li>この割引証又はこの割引証によって購入した乗車券は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。</li> <li>この割引証に記入した事項を訂正した場合は、次の証明がある場合に限って有効とする。 ① 発行者の記入する事項については発行者の公印 ② 使用者の記入する事項については使用者の認印</li> <li>この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限までとする。</li> </ol>

備考 この旅客運賃割引証及び証明書の有効期限は、調製の都度、相当の年月日を印刷する。

#### (旅客運賃割引証、身分証明書等の調整及び配付)

第10条 旅客運賃割引証（身分証明書及び発行控片を含む。）は、東日本旅客鉄道株式会社において調整し、厚生労働省、都道府県及び市区町村を経由して合祀通知書を受領した遺族に配付する。配付を受けた遺族は、使用する遺族が確定した場合には、これを市区町村長に提出して発行を受けなければならない。

2 旅客運賃割引証及び身分証明書の配付枚数は、戦没者1人について2枚〔2人分〕とする。

3 旅客運賃割引証及び身分証明書は、再交付の取扱いをしない。

4 市区町村長が遺族に対して旅客運賃割引証及び身分証明書を交付する方法は、次による。

(1) 市区町村長は、靖国神社からの合祀通知があった遺族（合祀通知状を受領した者）に対し、戦没者1人について2枚の旅客運賃割引証を身分証明書及び発行控片を切り離さずに配付する。この場合、市区町村長は、旅客運賃割引証、身分証明書及び発行控片に番号及び戦没者の氏名だけを記入する。

(2) 前号により、旅客運賃割引証の配付を受けた遺族は、旅客運賃割引証を使用する遺族が確定した場合、交付を受けた市区町村長にその使用遺族の氏名、年齢、戦没者との続柄及び住所を届けるとともに、旅客運賃割引証及び身分証明書を発行控片を切り離さずに提出し、その発行を受けなければならない。

(3) 前号により、旅客運賃割引証及び身分証明書の発行の請求を受けた市区町村長は、その使用遺族が使用資格者であることを確認の上、戦没者との続柄、遺族の氏名、年齢、住所、発行年月日及び発行者名を記入し、発行者の公印を押して遺族に交付する。この場合、発行控片は切り離して発行の控とする。

#### (旅客運賃割引証及び身分証明書の有効期間)

第11条 旅客運賃割引証及び身分証明書の有効期間は、発行の日から旅客運賃割引証及び身分証明書に記載された期限までとする。ただし、身分証明書については、その有効期限を超過した場合であっても、割引乗車券がいまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は、これを有効なものとする。

#### (旅客運賃計算方の特例)

第12条 この割引による乗車券の旅客運賃は、往路と復路とのキロ程を打ち切って各別に計算する。

(乗越し、方向変更の取扱禁止)

第13条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、乗越し又は方向変更（発駅変更を含む。）の取扱いをしない。

（その他の取扱方）

第14条 戦没者遺族に対する旅客運賃割引の取扱方については、この基準によるほか、旅客運送に関する一般の規定による。

（旅客運送の契約条件の変更）

第15条 当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更に同意したものとする。

- （1）旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
  - （2）旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適切な方法で周知するものとする。

（改廃手続）

第16条 この基準の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則（平成19年4月営業部達第24号）

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（2020年3月営業部達第43号）

この基準は、2020年3月14日から施行する。